

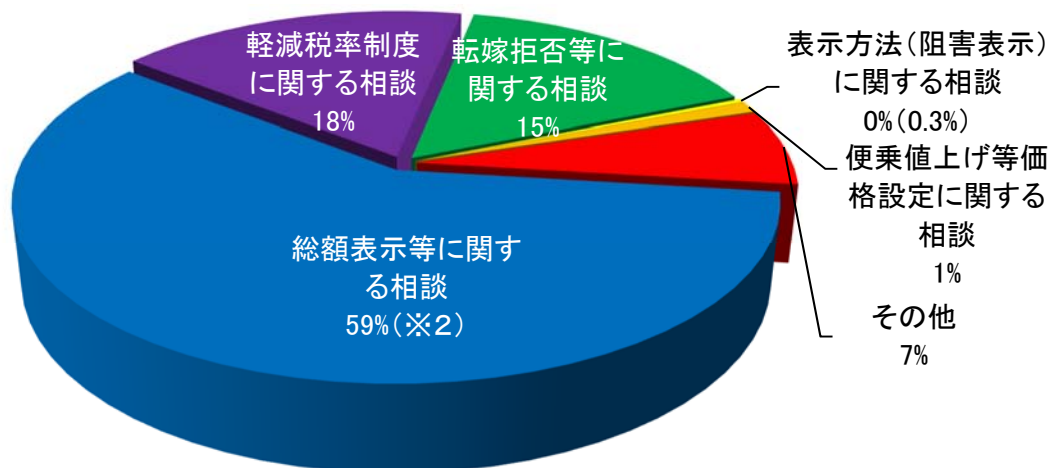
総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター）  
の相談対応状況（令和2年1月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和2年1月（1/1～1/31））は以下のとおり。

1 相談件数

1月の相談件数：電話 270 件、メール 25 件

【相談内容（全 295 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 卸売業者です。令和元年9月に販売した商品が、令和2年1月に返品されたのですが、消費税率引上げ時期を跨ぐ返品が行われた場合の売上対価の返還に係る消費税率の考え方について教えてください。

A. 平成26年4月1日から令和元年9月30日までの間に行った商品の販売（消費税8%適用分）について、令和元年10月1日以後に返品を受け、その売上対価を返還した場合には、その売上げに係る対価の返還等に係る消費税額についても、8%の消費税率により計算することとなります。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 新聞販売店（法人）です。他の事業者に対し、消費者への新聞購読の斡旋や代金の回収等を委託しており、売上（税込）の一定率を手数料（税込）として支払っています。新聞が軽減税率の対象であることから、

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は0件

※2 うち総額表示に関する相談が8%、消費税一般に関する相談が92%

委託先に支払う手数料(税込)を、消費税率引上げ後も消費税率引上げ前のまま据え置くことは問題となりますか。

- A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、標準税率が適用される役務を供給する同法上の特定供給事業者(売手)に対し、自己の供給する商品が軽減税率の対象品目であることを理由として、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せせず、消費税率引上げ前の対価と同額に据え置く行為は「買ったたき」として問題となります。

## ○ 表示方法(阻害表示)に関する相談

Q. 消費税を転嫁しない旨の宣伝を口頭で行う場合、阻害表示に該当する可能性はありますか。

- A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条では、あたかも消費者が消費税を負担していない又は軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買ったたきや、競合する小売業者の消費税の転嫁を阻害することにつながるようにならないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。

同条における「表示」は、事業者が商品又は役務の供給の際に顧客を誘引するために利用する、あらゆる広告・表示が対象となりますので、口頭によるものも含まれます。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 当社は、飲食料品を取り扱う卸売業者です。令和元年5月から同年12月までの期間の取引に対して、取引先の小売店に販売奨励金を支払いますが、適用税率はどのように考えればよろしいですか。

なお、販売奨励金の計算は、毎月の販売数量に対し、一定の料率を乗じて算出する契約となっています。

- A. 事業者が販売促進の目的で課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先(課税資産の販売の直接の相手方としての卸売業者等のほかその販売先である小売業者等の取引関係者を含む。)に対して金銭により支払う販売奨励金等は、売上げに係る対価の返還等に該当します。

売上げに係る対価の返還等については、その対象となった課税資産の譲渡の事実に基づいて、適用される税率を判断することとなります。

このため、ご質問の「販売奨励金」が売上げに係る対価の返還等に該当するものであり、その対象となった取引が「飲食料品の譲渡」である場合は、

- ・令和元年5月から9月までの売上げに対応する対価の返還等については、旧税率8%
- ・令和元年10月から12月までの売上げに対応する対価の返還等については、軽減税率8%

が適用されることとなります。

(参考)「販売奨励金」という名目でやり取りが行われるものであっても、例えば、「販路拡大」などの役務の提供の対価として支払うものは、軽減税率の適用対象となりません。

したがって、「飲食料品の譲渡」に伴いやり取りされる「販売奨励金」やいわゆる「リベート」などは、その目的や性質等によって「売上げに係る対価の返還等」であるのか、あるいは「役務の提供の対価」として支払うものであるのかを整理し、適用税率の判定を行う必要があることに、ご注意ください。

<相談窓口>

具体的な御相談については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル：0120-200-040 (IP 電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル：0570-200-123 (通話料金がかかります)

受付時間 9時～17時 (土日祝日・年末年始を除く)

○メール：ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2609 (直通)

FAX：03-3591-0160